

## 芦屋市総合計画審議会について

- 1 設置根拠 芦屋市附属機関の設置に関する条例（P2）  
芦屋市総合計画審議会規則（P3）
- 2 担任事務 芦屋市総合計画及びまち・ひと・しごと創生法（P4）第10条第1項に規定する計画に関する事項についての調査審議
- 3 任 期 諮問に係る審議が終了するまでの期間
- 4 委員構成 (1) 学識経験者  
(2) 市議会議員  
(3) 市民団体の代表者  
(4) 特に市長が必要と認める者（今回は公募市民）
- 5 委員名簿 「芦屋市総合計画審議会委員名簿」（P5）のとおり
- 6 委員報酬 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（P6）第2条別表に基づく。  
会 長：日 額 13,500 円  
委 員：日 額 11,200 円  
ただし、同条第4条の規定によって、市の常勤の職員及び議会の議員については報酬の支給はありません。
- 7 会議の公開 会議の冒頭に会長が会議に諮ります。  
（芦屋市情報公開条例（P6）による）
- 8 委員名簿の公開 委員名等は公開されます。  
公開される情報は、氏名、ふりがな、性別、出身団体等の名称及び役職です。
- 9 会議録の公開 会議録は公開されます。なお、会議録の公開手順は次のとおりといたします。  
①委員会終了後、事務局で会議録案を作成  
②委員全員に会議録案を送付し、確認及び修正指示をいただく  
③修正指示の箇所を事務局で修正  
④ホームページで会議録を公開（原則、会議終了後1か月以内）  
※ 会議録以外の委員会資料等は概ね1週間以内に公開
- 10 会議録中の発言者名の公開 公開された会議の会議録については、発言者名（委員名）を記載し、公開します。  
（非公開の会議の場合は、「会議要旨」で公開用の会議録を作成します。）

○芦屋市附属機関の設置に関する条例【抜粋】

平成18年3月24日

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関について、法律又は他の条例に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 市に次のとおり附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期
市長	芦屋市総合計画審議会	芦屋市総合計画及びまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する計画に関する事項についての調査審議	20人以上	(1) 学識経験者 (2) 市議会議員 (3) 市民団体の代表者 (4) 特に市長が必要と認める者	諮問に係る審議が終了するまでの期間

(趣旨)

第1条 この規則は、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）第4条の規定に基づき、芦屋市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第4条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総合計画に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(平成二十六年十一月二十八日)

(法律第百三十六号)

(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第十条 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標

二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向

三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

【 芦 屋 市 総 合 計 画 審 議 会 委 員 名 簿 】

委員構成	委員名	所 属
学識経験者	いし ぐろ かず ひこ 石 黒 一 彦	神戸大学大学院海事科学研究科 准教授
	ささき きょう いち 佐々木 勝 一	神戸女子大学社会福祉学科 教授
	つじ おか あや 辻 岡 綾	元 人と防災未来センター 研究員 同志社大学 社会学研究科 博士課程
	てら み よう こ 寺 見 陽 子	神戸松蔭女子学院大学人間科学部 教授
	はやし まさ ひこ 林 昌 彦	兵庫県立大学大学院会計研究科 教授
	ひら の たか ゆき 平 野 隆 之	日本福祉大学社会福祉学部 教授
市議会議員	き やま かず や 帰 山 和 也	芦屋市議会
	は せ もと ひろ 長 谷 基 弘	芦屋市議会
	ひろせ くみこ ひろせ 久美子	芦屋市議会
市民団体代表	か のう た え こ 加 納 多恵子	社会福祉法人 芦屋市社会福祉協議会
	すけ の みつ お 助 野 光 男	芦屋市自治会連合会
	なが せ りゅう いち 永 瀬 隆 一	芦屋市商工会
	わか ばやし けい こ 若 林 敬 子	芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会
特に市長が必 要と認める者	だい こく た ろう 大 黒 太 郎	公募市民
	ひら やま とし くに 平 山 壽 邦	公募市民
	ま ぶし しらべ 真 伏 しらべ	公募市民
	よこ やま そう すけ 横 山 宗 助	公募市民

【事務局】

氏名	所属・役職	事務局連絡先
川 原 智 夏	企画部 部長	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所企画部政策推進課 TEL 38-2127 FAX 31-4841
奥 村 享 央	企画部 政策推進課 課長	
竹 内 典 子	企画部 政策推進課 主査	
筒 井 大 介	企画部 政策推進課 主査	
濱 口 利 幸	企画部 政策推進課 主査	
堂ノ前 貴 洋	企画部 政策推進課	

○芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例【抜粋】

昭和31年11月22日

条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の規定に基づき、本市の特別職の職員で非常勤のもの（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めるものとする。

(平20条例30・平26条例23・一部改正)

(報酬の額)

第2条 特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

(平26条例23・一部改正)

(報酬の支給方法)

第3条 報酬を月額で定められている特別職の職員については、その職に就いた日から、報酬を支給する。

2 報酬を月額で定められている特別職の職員が、任期満了、退職、失職等によりその職を離れた場合にあつてはその日までの、死亡によりその職を離れた場合にあつてはその日の属する月の末日までの報酬を支給する。

3 前2項の規定により報酬を支給する場合において、月の初日から末日まで支給するとき以外の報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割によつて計算した額とする。

4 前3項の特別職の職員の報酬は、特別職の職員が月のうち1日も勤務しなかつた場合は、これを支給しない。

5 報酬を日額又は1回当たりの額で定められている特別職の職員については、勤務日数又は勤務回数により計算した額を支給する。

6 特別職の職員の報酬の支給期日は、芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年芦屋市条例第11号）の適用を受ける職員の例による。ただし、報酬を日額又は1回当たりの額で定められている特別職の職員については、その都度支給することができる。

(平26条例23・全改)

(重複支給の調整)

第4条 市の常勤の職員及び議会の議員が特別職の職員を兼ねる場合は、特別職の職員としての報酬は支給しない。ただし、議会の議員が監査委員を兼ねる場合は、この限りでない。

(平19条例22・全改)

(費用弁償)

第5条 特別職の職員には、職務を行うために要する費用の弁償として、旅費を支給する。

(平26条例23・一部改正)

(旅費)

第6条 旅費は、特別職の職員が、その担任する事務を行うための会議に出席し、又は職務を行うために旅行をしたときに支給する。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食事料とし、その額は、別表のとおりとする。

3 前項の旅費の支給については、この条例で定めるもののほか、芦屋市職員等の旅費に関する条例(昭和41年芦屋市条例第17号)の規定を準用する。この場合において、同条例の規定中「勤務地」とあるのは、「居住地」と読み替えるものとする。

(平26条例23・一部改正)

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

(平26条例23・一部改正)

別表(第2条関係)

区分		支給単位	報酬額(円)	旅費の額
芦屋市総合計画審議会	会長	日額	13,500	旅費条例別表第1級別2級の者の旅費相当額
	委員	日額	11,200	

(会議の公開)

第19条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議（法令、他の条例又は規則の規定により公開することができないとされている会議を除く。）を公開するものとする。

ただし、次の各号に掲げる場合であって当該会議で出席者の3分の2以上の多数により非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の構成又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合